

居宅介護支援重要事項説明書

在宅ケアふくおか

本説明書は、当事業所がお客様に提供する居宅介護支援に関する重要事項についてご説明するものです。

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 092-831-1673

担当者 藤原 久美子

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2、当事業所の概要

①当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	在宅ケアふくおか
所在地	福岡市早良区西新5丁目14-44-2.3F
指定番号	福岡県 4071400883 号
サービスを提供する地域	福岡市早良区、中央区、西区、城南区

②職員体制

職種	人員	業務内容
管理者	1名	居宅介護支援事業所を総括し、職員及び業務の管理を行います。
居宅介護支援 専門員	3名	利用者宅を訪問し情報収集を行いご家族 ご本人の意向に沿ったケアマネジメント業務 を行います。
事務職員	1名	必要な事務業務を行います。

③営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（お盆8月13日から15日、正月 12月31日から1月3日、及び国民の祝祭日は除く。）
営業時間	月～土；午前9時から午後5時

3、事業目的と内容

当事業所は、指定居宅介護支援事業所として、介護保険法令に基づき、利用者のご自宅において自立した日常生活を営めることを目指し、必要な介護サービスの利用等について、次のような業務を行います。

- (1)居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、変更及び進行管理
- (2)主治医、サービス事業者等関係者との連絡調整
- (3)介護保険施設への紹介その他の便宜の提供
- (4)要介護認定等の申請や変更、更新に必要な協力援助
- (5)その他介護保険に関する相談

4、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①利用者より居宅サービス計画（ケアプラン）の作成依頼を受けます。



②利用者の健康状態や療養環境等について調査（アセスメント）を行い、可能な限りご自宅で自立した生活が送られるよう、課題を整理し分析します。



③担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に、利用者やご家族がどのような介護サービスをどの程度の頻度で利用されたいかについて、ご意見・ご希望をうかがいます。



④課題分析の結果や利用者のご希望を考慮し、主治医やサービス事業者と協議して、利用者に適したケアプランの案を作成します。
併せて、介護サービスを利用した際に利用者のご負担となる利用料の内訳を作成します。



⑤利用者にケアプランの案と利用料の内訳を提示し、内容について説明します。利用者の同意をいただいた上で決定し、サービスの提供に入ります。



⑥介護サービスの提供が始まった後にも、毎月利用者のお宅に訪問し、継続的に心身の状況や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じてケアプランの変更やサービスの調整を行います。

5、利用料金

(1)利用料

要介護又は要支援認定を受けられている方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

- ＊ 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じ1ヶ月につき下記の料金をいただくこととなります。

①要介護 1・2	11.620 円
②要介護 3・4・5	15.097 円

以下の対象になる場合、別途加算があります。

加 算	金 額	算 定 用 件
初 回 加 算	3,210 円	・新規 ・要介護度状態区分2段階以上の変更があった場合 ・2ヶ月以上居宅介護支援の提供がない場合
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 2675 円	・入院日(営業時間終了後または営業日以外の日の入院はその翌日)に医療機関職員に対して必要な情報提供を行った場合
	(Ⅱ) 2140 円	・入院後2日以内に医療機関職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	カンファレンス参加無し 連携1回 4,815 円 2回 6,420 円 カンファレンス参加有り 連携1回 6,420 円 2回 8,025 円 3回 9,630 円	・退院退所にあたり、入院入所施設の職員と面談し情報を受けた上で、居宅サービス計画作成調整を行った場合
通院時情報連携加算	535 円	・利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアプランに記録した場合
緊急時カンファレンス加算	2410 円	・病院、診療所の求めにより医師又は看護師と自宅訪問し、サービス利用に関する調整を行った場合

(2)交通費

介護支援専門員が訪問する際の交通費はいただきません。

ただし前記 2 の①に規定したサービス地域外にお住まいの方は、公共交通機関利用の場合、その実費をいただきます。

6、運営方針

当事業所は、有床診療所山口内科医院の在宅医療グループのひとつとして発足いたしました。居宅介護支援事業所として利用者の在宅生活をよりよく支えていくため医療と介護を結ぶ要としての役割は重要であると考えております。

- (1) 当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）は、医療との連携を大切にし懇切丁寧に居宅介護支援（ケアマネジメント）を行います。
- (2)利用者ができるだけご自宅において能力に応じて自立した生活が営めるように居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を進めます。
- (3)利用者の心身の状況や療養環境に応じて、多様なサービス事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるようケアプランを作成し、サービス事業者との調整に努めます。
- (4)利用者やご家族の意思を尊重し、サービス事業所の選択にあたっては特定の事業所に偏る事がないよう十分に配慮し、公正中立にケアマネジメントを行います。（前 6 か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所による提供割合について別紙添付します。）
- (5)地域の医療機関をはじめ、関係市町村、サービス事業者、介護保険施設等と密接に連携し、適切なケアマネジメントに努めます。
- (6)担当のケアマネージャーは、毎月利用者のお宅に伺い、ケアプランやサービスの提供状況について点検し、必要な調整を行います。
- (7)介護保険についてわからないこと、健康や療養、介護の悩みなど、お客様の相談に応じます。

7、虐待の防止の措置に関する事項

(1) 当事業所は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の養護・虐待等の防止に努めます。

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。

(3) 虐待防止のための指針を整備します。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

(5) 虐待防止のための研修会を定期的を実施します。

8、拘束に関する事項について

(1) 利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

(2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の況並びにやむを得ない理由を記録するものとします。

9、サービスあったでの禁止事項について

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合はやむを得ずサービスを終了する場合があります。

(1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為

(2) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等の行為

10、解約料

利用者の都合により解約された場合、下記の料金をいただくこともあります。

契約後、居宅介護サービス計画の作成 段階途中で解約した場合	5の(1)の①の場合	11.620円
	5の(1)の②の場合	15.097円
保険者（市区町村）への居宅サービス 計画の届出終了後に解約した場合	料金はかかりません	

11、秘密の保持

当事業所が居宅介護支援（ケアマネジメント）を行う中で知り得た、利用者やご家族の情報は、利用者のご了解なしにこれを他に漏らすことはありません。

なお、介護サービスの円滑かつ適切な提供のために、サービス事業者間で情報の提供が必要な場合は、事前に利用者のご了解を得ることとします。

12、緊急時・事故発生時の対応

利用者への居宅介護支援の提供により万一事故が発生した場合やその他の緊急時には、次の措置を速やかに講じます。

- (1)利用者、ご家族等へご連絡します。
- (2)利用者の住まれる市町村へご連絡します。
- (3)利用者の主治医へ連絡し指示を仰ぎます。
- (4)必要があれば救急車の出動を求めます。

13、サービス内容に関する相談

①当事業所の利用者相談・苦情受付

当事業所の訪問介護サービスに対しての、ご相談や苦情は下記にて承ります。

担当 管理者 藤原久美子

電話 092-831-1673

②その他

当事業所以外に、区市町村、国民健康保険団体連合会でも相談・苦情を受け付けます。

早良区保健福祉センター福祉・介護保険課 電話 092-833-4355

西 区保健福祉センター福祉・介護保険課 電話 092-895-7066

城南区保健福祉センター福祉・介護保険課 電話 092-833-4105

中央区保健福祉センター福祉・介護保険課 電話 092-718-1102

福岡県国民健康保険団体連合会 電話 092-642-7859

14、居宅介護支援事業者の概要

事業所の名称	有限会社 在宅ケアふくおか
事業所所在地・電話番号	福岡市早良区西新 5-14-44-2.3F 092-831-1673
代表者役職・氏名	取締役社長 山口郁実
事業所の行う介護事業	居宅介護支援・(介護予防)訪問介護

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明いたしました。

指定居宅介護支援事業所 指定番号 4071400883

所在地；福岡市早良区西新 5-14-44-2.3F

名称；在宅ケアふくおか

説明者（管理者）； 藤原 久美子 印

私は、契約書及び本書面により、居宅介護支援についての重要事項の説
明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行人 住所

氏名 印